

平成 18 年度 第 2 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

( 本議事録は、議事概要を兼ねるものである。 )

1 . 日時 : 平成 18 年 5 月 30 日 ( 火 ) 10:00 ~ 11:30

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

( 委員 ) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、神田秀樹、黒川和美、志太勤、南場智子、原早苗、矢崎裕彦、安居祥策各委員、安念潤司、大橋豊彦、福井秀夫各専門委員

( 事務局 ) 永谷内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、栗原参事官、梶島参事官、岩佐企画官、原企画官、菱沼企画官、萬谷企画官、徳山企画官、堀内企画官、佐藤企画官

4 . 議事次第

( 1 ) 重点事項の検討状況について

( 2 ) その他

5 . 議事概要

宮内議長 おはようございます。定刻でございますので、ただいまから本年度第 2 回目の「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。本日の会議は、14 名の委員・専門委員に御出席いただく予定でございますが、まだ少し遅れられる方もいらっしゃいます。中馬大臣も少し遅れておいでいただくという予定になっております。

それでは、早速でございますが、審議に入りたいと存じます。

( 報道関係者退室 )

宮内議長 各重要事項につきましては、責任担当委員が先頭に立っていただきまして、関係各省との調整を進められているというのが現状でございます。教育分野につきましては、先日「重点事項推進WG」を開きまして、文部科学省の幹部の方々と公開討論をいたしました。教育委員会制度の見直し、教育バウチャーの導入について議論を交わしまして、当会議の見解と文部科学省の見解の相違を明確にすることができたと思います。その他の事項につきましても、引き続き積極的に取り組んでいただくようお願い申し上げたいと思います。

本日は、各事項につきまして、現時点でいかなる論点が残されており、今後、答申策定に向けて、いかなる出口に向かってどういうふうに進んでいくかということにつきまして、お手元の資料「各課題の論点整理」に基づきまして、各責任担当委員より御報告をいただき、意見交換を行いたいと存じます。

御報告は、資料の順番に沿って 1 分野 5 ~ 6 分程度でお願いできればと思います。放送・通信が鈴木議長代理、教育が草刈総括主査、保育が八代総括主査、外国人問題が安居委

員、金融が神田委員、基本ルールが鈴木議長代理、黒川委員、原委員。こういう順序で進めさせていただきたいと思います。

それでは、放送・通信につきまして、鈴木議長代理からお願いいたします。

鈴木議長代理 それでは、お手元の資料に基づいて御説明いたします。

第1番目の ですが、これは去年の第2次答申の中で問題意識として書いたことでありまして、NHKに関しましては、受信料収入をもって行う公共放送は真に必要なものに限定すべきである。それ以外についても、廃止するものについては廃止するとともに、存続の意義が認められる事業については、いわゆるスクランブルといいますか、自由な契約に基づく料金収入による。こういうことを去年書いたわけです。今年の答申については、それを具体的に実現していくためにはどういうふうにやったらよいか。このパラグラフで、具体的な見解をまとめておるわけです。

受信料については、今の公共放送として地上2波を考えた場合であっても、報道等の基幹的なサービスと、娯楽番組などのそれ以外のサービスとに再編成して、前者の基幹的なものについては受信料収入で賄い、後者については有料・スクランブル化をして、視聴者の自由な契約に基づくというように仕分けをすべきではないのか。こういう問題認識を表明しております。

それと同時に、NHKを現在のようなあらゆるものを行っている巨大体からスリム化していくためにも、そして、例えば部門によってはより効率的なやり方をするためにNHKの本体と、それ以外の娯楽番組部門、番組アーカイブ部門、国際放送部門は別組織として分離すべきではないかということのポイントとして考えております。これをNHK改革の考え方の重要な柱として取り上げるべきではないか。要するに、会社がそうやって分かれていきますれば、例えば娯楽部門だとか、アーカイブ部門だとか、国際放送部門についてはそれぞれのやり方がありますが、有料・スクランブル化ができるということがはっきりしてくるわけですし、それ以外の本来の公共的なものは受信料収入という従来の形によっていくと。こういうふうにはっきり分けていくべきではないかということ、当会議の現在の意見として考えておるわけです。

それから、将来、周波数に余裕ができた場合には有効活用を図る観点からいろいろな方法を工夫する。これはいろいろな工夫の仕方があると思います。1つは、周波数に余裕が出たならば、その周波数は、例えば動対動の携帯電話領域に渡すという選択肢もあり得ましょうし、あるいはその周波数の余裕をそれぞれの、例えばNHKの場合だったら、他の放送事業者に対してリースするというのも選択肢の中にあるかと思えます。

それから、現在8波のチャンネルを保有しておりますが、これはいかにも多すぎるのではないのか。この問題はいろいろな懇話会等においても議論されておりますが、現時点で幾つとまでは申しませんが、大幅に削減すべきだということをおっしゃっております。これが新たに付け加えた部分です。

「なお」以下のところですが、これは昨年度の提言をリフレインしまして、その着実な

実行を図るべきだとしているわけです。

通信・放送関連の規制につきましては、マスメディア集中排除原則の緩和とか、地上波放送用の周波数帯の事業者へのリースの容認、地域を限定しないIPマルチキャストによる地上波デジタル放送の再送信などを円滑に推進するということを言っております。

その次の「なお」以下のところに書いてありますのは、昨年の提言を取り上げて、その着実な実行を求めているわけです。

ページをめくっていただいて、最後にNTTです。NTTにつきましては、長い間、持株会社の下で4つの子会社がありました。それについて、NTTの経営計画では、この4つの部門を融合しながらビジネスの展開を図りたいというような構想も発表されているわけですが、個別企業としてそういう発想をするのはわからないわけではありませんが、しかし、アクセス部門をほぼ事実上独占しておるNTTが、それをベースとして普通の企業と同じようにやっていくというのはいかなるものかという問題意識は当然あるわけですし、それは認められないから、NTTはNTT法の中で縛られ、そして、非対称規制を課せられるという宿命をたどって来たわけなのです。

ですから、こういう形でNTTが手足を縛られたままでは自由な事業展開はできないのではないかという認識は当会議の前身、あるいは前々身、その前以来の一貫した認識・主張であったわけですが、そこで具体的な問題としては、まずアクセス部門のボトルネック設備の機能分離の徹底を図ることが第1で、これは現在、会計分離は図られておるわけですが、もう少し深く、会計だけではなくて、例えば人事だとか、名称だとか、名称というのはNTTの何々ですというような同一性を世間に強調するがごときもの、それから役員的人事だとかそういうような問題もはっきり分離する。それから、ドミナント規制の強化だとか、あるいは特定関係社との役員兼任の禁止を徹底すべきだということを直ちに行うべき問題として指摘した上で、できるだけ早期に通信関連法制の抜本的な改正を行って持ち株会社を廃止する。東西会社に対しては地域に限定するという制限がかかっておるわけですが、東西会社の業務規制制限の撤廃を行うべきであるとして、今までの持株会社、その下でのいろいろ部門というシステムから、それぞれ独立した会社、そして業務制限なしという世界に入っていくことを提言しております。

その先に見えますものは、もし、それが徹底しまして、そして本当の対等な競争者としてそれぞれがなってくるならば、NTT法自体の存否、それから、非対称規制自体の存否が議論になってまいりまして、これがパスすればNTTに対する完全な自由が付与できる。こういうことによって我が国の放送・通信事業が、NTTという一つの巨大体のために競争が歪曲されているという現実から抜け出していくのではないかと。これが骨子です。

あとは先回も説明しておりますから省略させていただきます。

なお、この放送と通信の問題については、できるだけ早く公開討論を開きたいと考えております。事務局は早急にその準備にかかるようにお願いします。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、教育につきまして草刈総括主査からお願いたします。

草刈総括主査 6ページから2～3ページで書いてありますが、この前も申し上げたかと思えますけれども、今回の6月時点でいわゆる重点事項のサブワーキンググループとしてのテーマは3つであります。

1つは、最初に書いてありますが、第2次答申のフォローアップということで、去年の年末に大臣折衝までやって合意した事項を文部科学省が逃げています。それで、きちっと合意どおりやっていないではないか、そこをちゃんとやらせなければいけないということで、それをフォローアップして、この6月までに決着をつけるというのが1つあります。

2番目が「教育バウチャーの導入」です。バウチャーと言いますと言葉が余りよくない、わかりにくいので、要するに児童・生徒数に応じた予算配分方式の、つまり、今は予算配分というのが基本的には先生の数とクラスの数でもって配分されているのですが、そうではなくて、要するに個人、義務教育については生徒1人当たり幾らというやり方でやろうではないか。高等教育についてはいろんな形があるのですけれども、そういうことをやろうというのが2番目です。

3番目は「教育委員会制度等の見直し」。バウチャーというのは今年度中に結論を出すということが骨太で決まっておりますので、この6月までには結論は出ない。だから継続的なワークになりますが、3番目の教育委員会制度は何とか6月までに一つの成果を上げたいということで、今、取り組んでおります。

それで、宮内議長からお話がありましたが、先刻、文部科学省との間で公開討論をやりました。それで、この3点についていろんな議論をしました。

まず、1点目のいわゆるフォローアップのところ、この中でも我々としても、ほかのところは大体、この前の公開討論の時点でこちらの言い分がほとんど通ったという格好になりましたので、そこはいいだろうと。

ただ、一番大事な「学校選択の普及促進等」というところで、我々としては、この3つの点、つまり、ここに「いじめへの対応」「通学の利便性などの地理的な理由」「部活動等学校独自の活動等」と書いてありますが、こういうことはいわゆる学校を学習者つまりユーザー、生徒・保護者がこちらの学校に行きたいという選択ができる理由として相当なものであるということをはっきり市町村の教育委員会及び教育現場に周知徹底して、こういった理由を言ったときにはスムーズに就学校の変更が認められるという状況をつくるということを合意したわけですが、それが極めてあいまいな形になっていたのですが、今回、向こうが言ってきたのは、これは単なる事例として表現したのではなくて、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由として示したものであるということをはっきり向こうの審議官から紙に書いたものでこちらに対して通知がありました。

問題は、これは次の就学の時期、つまり来年1月ぐらいいまでに、いわゆるあなたの学校はどこです、あるいは途中で変わりたい人が手を挙げるのも来年1月ぐらいいまでなので、

その時点できちっとしたこういう3点が十分な理由になりますということを最終的に教育委員会に対してきちっと通達しているかどうか。このところは我々としてはウォッチする必要がありませけれども、とりあえず、前のようなあいまいなことではなくてはっきりと、単なる事例ではなくて就学校の変更が認められてよい理由として示しているということをはっきりコミットしておりますので、これは十分ウォッチするという事で事足りるかなと思っています。

バウチャーの問題ですが、これは先ほど申し上げましたように、骨太 2005 というところで平成 18 年度中に結論を出すということでやりなさいということが閣議決定されているんです。それに対して、我々の方も随分前からこれについては勉強をしております、外国の事例で言いますと、イギリス、オランダ、スウェーデン。その辺のところは完全ないわゆる予算配分方式をバウチャー方式に変えているということもあって、なぜ、それを日本でやらないのかと。学校選択との絡みもあるわけですが、そういうことで、今、向こうに対しても議論をしているわけですが、文部科学省の心配事として、要するに学校間の教育水準にこういう形でやると、自分はここに行きたいというところがどんどん出てきてしまうので著しい格差が生じる恐れがあるとか、したがって、そういうことで学校の経営基盤が不安定になるとかそのようなことをいろいろ言っております。

一方、今、まだ余り活発にやっていると思えませんが、文部科学省の有識者会議というものなどで何回か議論をしておるので、我々としてはあと半年ありますから、この会議とも直接対話をさせると。それによって議論をもっと詰めた議論をしようではないかということで、一応、これについてはうんとは言っておりますので、その辺のところはもっと検討を深めて、何らかの形で我々の考え方が通るように持っていきたいと思っています。したがって、どこまでできるかは年末の仕事になります。

3 番目の教育委員会。これは短期決戦ということで我々はやっておるんですが、これについては、結局、現行の教育委員会というものが本来あるべき姿から極めて大きく乖離をしてしまっていると。それは、1 つにはもともと教育委員会というのはいわゆる市町村の首長さんたちの政治性とかから独立させて、そして、教育長というプロの人と、それから、いわゆる教育委員会のメンバー、レイマン、つまりアマチュアの保護者であるとか、いわゆる地域の代表者、そういう人たちで構成して、いわゆる健全な教育の行政をちゃんと行っていくというためのものだったわけですが、残念ながら、今や、その教育長というプロが教育委員会の一員になってしまったと。

それから、アマチュアであるべき人員構成が、要するに学校の先生が3分の1以上になっているというようなことで、いわゆるアマチュア性が全く欠けてしまって、何か知らないけれども、先生の経験者の集まりで、保護者などは10%も入っていないのです。そういうような状況なので、いわゆる制度的にも破綻しているということであるし、それから、いろんな法的な措置もあって、要するに文部科学省の上意下達システム、あるいは県の市町村に対する上意下達のシステムという形になってしまっているのです、これは一遍、やめ

た方がいいというのが我々の見解です。

したがって、教育委員会の必置。これは、教育委員会というのはどこでも、都道府県、それから市町村に全部つくらなければいけないということになっているのですが、その必置というのをやめて、各地方公共団体に教育ガバナンスの在り方を原則自由にさせて、それによって、いわゆる児童・生徒・保護者の利益を最大限にしようということで、いわゆる必置制を選択制に変えるということを我々の立場としてはっきり主張しているわけです。

そこに対して、文部科学省は全くそういうことは考えられもしないということで、なぜかといいますと、首長さんに教育を任せるというのは中立性の確保、継続性・安定性の確保ということで、そういう本来あるべきネイチャーが崩れてしまうというようなことを盛んに言っているのですが、しかし、今だって教育委員会は首長によって任命されていますし、それは議会の承認を得ているわけですから、何か、いわゆる行為規範というものを法制化することによってそこが担保できるはずだと言って我々としては反論していると。

一方、これについては中馬大臣が大変強硬論で、やはり必置というのはおかしいという議論をされておりまして、これで今週から来週にかけて一つ政治決着も含めた形で今から対応していくというような状況にあるということでございます。

済みません、ちょっと長くなりましたが、以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

次は、保育です。八代総括主査、お願いいたします。

八代総括主査 保育は、これも長年の課題でありますけれども、少子化対策の一つの大きな柱として現行の福祉に基づく保育所の在り方を保育サービスという形に変えていこうということです。これはちょうど高齢者介護について、介護保険で実現したのと同じ改革を目指していきたいということです。

今、少子化対策は、どちらかと言えば現行制度を基本的にいじらずに、予算をある程度取るという考え方が強いようでありますけれども、やはり制度の基本を変えていかないと必要に応じた保育サービスというのは実現できないのではないかという当会議のスタンスを継続して折衝中であります。

1つは、保育所の認可基準ということで、今の認可保育所の最低基準というのは長らく変わっていないわけですが、特に高コストの0、1歳児については、やはり一人当たりの面積が過大になっていることが供給を抑制しているひとつの要因ではないだろうか。現在、東京都の方の認証保育所では2.5㎡という形で別に問題なくやっているわけでありまして、そういうところの最低基準の見直しと、あと、昔から長い争点になっております調理室の必置規制についても、今、特区において公立保育所のみにも例外を認めている特区事業が行われているわけですが、これを公立保育所だけではなくて認可保育所全般に拡大するところを特区の評価と併せて実現すべきではないかということをおっしゃいます。

会計基準も細かい問題でありますけれども、今、企業が認可保育所に参入することは認められたわけですが、あくまで企業会計だけではなくて社会福祉法人会計も一緒に出せと

ということで、非常に手間がかかると。こういうところも合理化を進めるべきではないか。

運営費の使途の弾力化というところでは、これも医療と同じように、配当を出すと、これは利益の処分であるという形で、金利とは違って非常に不利に扱われるわけで、配当と金利はいずれも資本調達のコストであるにもかかわらず、こうした資本コストという概念を全くないような形での規制のやり方を変えて、もっと対等な形での競争を促進させようということであります。

直接契約の問題、同時に直接助成の問題についても長らく検討になっておりますが、これについても現在審議中の「認定子ども園」とは別に、できるだけ利用者負担の問題の公平化と併せて弾力化を進めていきたいと思っております。

育児保険というものも、今、内閣府の方の委員会でも検討されているわけでありますが、こちらも基本的に利用者補助を行うひとつの手段としての育児保険を考えておりそれによって一種のバウチャーになるわけですから、これを活用することで、さまざまな保育施設に対する基準の弾力化ということにもつながるのではないかと。

同時に、今、非常にあいまいになっております「保育に欠ける子」の基準というのも、どちらかといいますと介護保険と同じような要介護認定に相当する「要保育度」認定というようなものを設定して、それを客観的に示すということが大事ではないか。こういうかなり細かい点について、情報公開も含めて、現在、折衝中でございます。

以上であります。

宮内議長 ありがとうございます。

次に、外国人。安居委員、お願いいたします。

安居委員 私の方は、さっきの問題と両方大きな問題となっているのですが、基本的に余り変わっておりません。12ページの「1. 在留外国人の入国後のチェック体制の強化」ということで、これはむしろチェック体制というよりは入った人の日本における、いわゆる5W1Hが全然つかめていないという、法律がそういうことになっておりませんで、それを平成18年度中にきちっとしようということで、今、各横断的な委員会がつくられて動き出しているのですが、そこで基本的には日本人と同じ権利と義務をきちっと渡して、また守ってもらうというルールを何とか今年中に固めていただきたいということで、若干、ここにいろんな具体的なことを書いていますけれども、基本的にはそういうことをする。

もう一つは、やはり日本に住んでいただくのが非常にまずいというような状況が出てきた場合は、許可を与えない、あるいは取り消すというようなことを考えていかざるを得ないのではないかとということで、今、進めておまして、これも昨年末の閣議決定との絡みで、何とか18年度中に基本的なところを固めていただきたいということで、今、検討あるいはコンタクトを続けております。

13ページの2というところに2つございまして、何とか6月に結果を出したいと思っております。この6月2日にワーキンググループで各省の方にお集まりいただいてやることにしております。

1つは「(1)外国人介護福祉士の就労制限の緩和等」。これは現時点では、前に御説明しましたけれども、外国人が日本の介護福祉士の試験を通っても日本では仕事ができないということになっておりまして、これは日本語で日本の試験を受けて通った人が仕事ができないというのはおかしいので、何とかやりたいと思っています。2日のワーキンググループでのディスカッションでどうしてもうまくいかなければ、また皆さん、議長さんも含めてお願いするということになると思います。

2つ目は、14ページに書いておりますが、いわゆる「企業内転勤」でございます。これも職種について割に制限が付いておりまして、何とかその職種を広げるということをし、進めているんですけれども、これも2日に一緒にもう一遍討議をして、今度の答申に間に合うようにしたいと思っております。

それから、ここにはまだ書いておりませんが、そういう外国人の方が日本へ入って、住んでいただいて、働いて、あるいは勉強していただくという体制ができれば、今度は将来に向かってどういう形で入国していただくか、入っていただくかという問題を議論していかないといけないと思っております。今、プレミナリーにいろんなところとディスカッションしているということですが、7月以降、この問題はまたきちっとディスカッションしていきたいと思っております。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

次に、金融です。神田委員、お願いいたします。

神田委員 その後の17～19ページです。

これまでも御報告させていただきましたけれども、大きく2つ柱があります。総務省、金融庁、証券取引等監視委員会との意見交換を踏まえてお手元の資料を作りました。今後はこれをベースに答申の案分の作成を目指すということになるかと思っております。1つ目の柱であります「資本市場についてのルールの明確化」で2つ がありますけれども、これはいわゆる日本版ノーアクションレター制度の改善ということでもあります。

1つ目の に書いてありますものは、現在閣議決定に基づく制度になっておりますけれども、その適用の対象が行政処分に係るものということになっておりますので、例えば、行政がある行為について告発をするかとか、あるいは課徴金を適用するかといった点についてノーアクションレター制度の対象になっていないのではないかという問題があります。

したがって、1つ目の の下3行にありますように、現在の「行政処分に係るもの」というのを「行政権限の行使に係るもの」というふうに拡大し、そういう意味で現在の閣議決定の改正をしていただくということを目指したいということでもあります。

2つ目の は、実際にそういう制度があることを知らないというのがどうも世の中の一般のようでありますので、周知徹底を図るということでもあります。

大きな2つ目は「監視機能の見直し」ということで、17ページの一番下からになります。

まず、1つ目の ですけれども、何度も申し上げていることですが、どうもルー

ル違反があってもとがめられていないのではないかといいですか、そもそも発見されていないのではないかとというのが資本市場分野ではあります。

したがって、次のページへ行くところですが、まずは証券取引等監視委員会で現在の人数の中でもう少し頑張ってもらえないかということで、そこには「数値目標」という言葉がありますけれども、幾ら何でも現在の2倍程度は必要なのではないかというようなことであります。

18ページの、次はまたちょっと違う話ではあります。課徴金制度の運用ということでもあります。これはまだ制度ができて1年ちょっとですので、そんなに実績があるはずはないのですけれども、それにしても現在1年間で6件程度だということですので、100件程度は必要なのではないかというようなことであります。

そういう意味ではきちんとルールをエンフォースするということをやっていただくということが必要ではないかと思うのですけれども、その後、必要に応じて、課徴金制度につきましては、その課徴金の水準の引上げという検討も必要になるのではないかという問題意識であります。

あとは、最後の、19ページになりますけれども、これはエンフォースメントではありませんで、ルールメイキング、つまりルールをつくっていく方です。実態に併せて迅速かつ透明にルールはどんどん変えていかなければいけないと考えられます。したがって、これまでの変え方について、そこに書いてありますけれども、そのプロセスの透明化等をもう少し図り、かつ市場の実情に応じたルールの見直しが迅速かつ透明に行われるようにしたいということでもあります。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、最後に基本ルールでございますが、これは鈴木議長代理、黒川委員、原委員からお願いいたします。

鈴木議長代理 それでは、私から、概略を説明させていただいて、あとは原委員、黒川委員から補足をさせていただきたいと思っております。

まず、規制の見直し基準の設定ですが、法律、政省令、通達の類は、ある時間が過ぎたときにはオーバーホールをして見直しをしようということです。各省から話を聞いておりますと、自分のところは随時見直しをしているから要らないという人もおりますが、その人だって随時出てくる要望を見直しをしているだけで、本当の隠れた要望・必要性というものは見ているのかという点には疑問があるわけです。だから、それをやっていただくということをはっきりさせるということです。

既に、新しくつくる法律については見直し規定を入れることになってはいますが、「法規命令」、つまり政省令、告示、審査・処分基準、それに類するようなものについては、そういうルールがはっきりしていない。これらも当然、見直しの対象とするということがポイントです。

それから「通知・通達等」、いわゆる拘束力がないと言われるものの扱いですが、拘束

力がないからといって通知・通達を出してはいけないとは我々は言っているわけではない。それは一つの参考書であるわけですから、その参考書も世の中が変わってきたら、参考書を書き換えるのはまた当たり前のことで、こういう意味合いで、それらについても見直しをすることにしたいと思います。ただし、これは、努力義務というような形のものにして、前二者とは差を多少つけるのかなと思っております。

ポイントは、見直しをした場合には見直しの結果を公表するということです。特に、この公表ということによって、見直しをしました、何もありませんでしたと言ったが、その後改正要望が出てきて、それが当然見直しのときに気づくべきことだったとしたら、どうい見直しをしたのかということで、行政が常にチェックされるというシステムが大事だと考えております。

「見直しの推進」につきましては、各省庁が平成 18 年度末までに法律と同時に見直す今の「法規命令」「通知・通達等」のリストを作成して公表する。リストには見直しを行う年度及び以降の見直し時期を明記するということとする、そして、見直し推進機関は実施状況をフォローアップすると同時に、報告の徴収、意見表明をするという形で進めていきたいと考えております。

見直しの期間は大体 5 年を目途と考えておりますが、長くても 10 年とするということ提言する予定です。

見直しに当たっての基準は、さきに規制改革 3 か年計画で定めた視点に従うということです。

そこで、席上配付という形で「一定期間経過後の規制の見直し基準の策定」というペーパーがございますが、この問題は全省庁に関連しますので、早く準備をしませんと間に合いませんので、本日、ここで御承認いただけましたら、これを各省庁に配付して各省庁との意見交換に入っていきたいと考えております。

「規制の見直し基準の策定」については、以上です。

次に「国と地方の規制の合理化」。これも先回も申し上げましたが、国の地方に対する規制については、地方六団体から 20 ほどの例を上げて、国の過剰規制ではないか、廃止して欲しいという要望書が提出されております。こういう要望をベースとしてヒアリングを重ねてまいりましたが、その一部には所管省庁の方が首をひねって、どういう意味でこういうことを言っているのでしょうかというような質問もありますが、しかし、考え方としては過剰介入が補助金をベースとして行われているなら、その是正を求めていくという答申をつくるのは当然のことかと思えます。

「地方ごとに異なる規制の合理化」で、例えば地方税の請求書、徴収票がそれぞれの県によって違うことによる不便という問題が出されております。これは地方の事務における IT 化の推進とも関連します。IT 化を地方の事務で推進する場合には、フォームについて、地方の独自性というものは余りないと思います。もし、地方に独自性があるのならば、それはその定型フォームの中にその地方独自のものを加えればよいのであって、そのほか

の部分は共通にするべきものですから、いずれにせよ、先年から議論されておる問題ですので、今回、ここで結論を出して、実行を求めたいと考えております。

第3番目の「資格制度の見直し」ですが、資格制度については、各省庁及び関係資格団体からのヒアリングを行っております。我々の考え方は、基本的には資格制度については強制入会制度の是非が一番のポイントになってくると思っております。資格制度については、99年ごろでしたか、規制改革委員会時代に大幅な見直しをしました。その成果は今回ヒアリングをやってみますと、概ね着実に実行されていると考えておりますが、最後に残っておりますのは、あの当時から議論されていた強制入会の是非です。これはいろいろな説明がされます。官庁にとっては、そういう資格団体を使って教育訓練をさせたり、通知・通達を徹底させたいというような点では誠に便利な存在ですから、これは置いておいてほしいという意見もあります。

各資格者団体は、当然、それは欲しいとおっしゃる。何となれば、強制入会制度がなくなると入会者が激減して財政が成り立たないからと。そういう便利な点があることはわかりますが、問題は強制入会を通じて、つまり好むと好まざるとにかかわらず、入会しないと仕事ができないという仕組みの中で、ある資格者の固まりと固まりとのか、集まりと集まりとのか、そういうものをつくっていくこと自体が、そして、その固まりと固まりとの接点のところていがみ合いというか縄張り争いをする事自体にがあると考えております。が問題つぎに、欄 中間到着点ではないかと申し上げた意味は、資格というのは本来、名称独占に限るべきであるという考え方もあります。資格は悪いとは言いません。しかし、そういう資格を持っているということを天下に公知させるということにとどまるべきであって、資格者でなければやってはならないという規制はなぜ必要なのかということです。これが恐らく資格制度のゴールラインだろうと思いますが、我々はそのゴールラインの一步手前の資格者の強制入会制度という問題について言及をしていきたいと考えております。

右に書いてある個別の問題についても、ヒアリングをしております、何らかの形での意見にしていきたいと思っております。

ただ、建築士に関しては御意見はいろいろあるかと思っておりますが、前回でしたか、建築士について、例えば構造だとか、意匠、設備だとかそういうようなものについて資格を細分化したらどうかという御意見があったかと思っておりますが、どうも私どもはぴんと来ません。私どもは資格の細分化はやめていこう、資格の壁を取り去ろうという立場にあるわけですから、細分資格を造ることはいかなものかと考えております。医師の世界では、専門医制度という民間的な活動の中で専門医の認定がされるということが進められており、それがプレステージを持っているわけですが、これがむしろ参考にされるべき例であろうかと考えております。

規制の見直しについては以上ですが、黒川委員、原委員、追加がありましたらよろしく申し上げます。

黒川委員 「国と地方の規制合理化」のところなのですが、お話は鈴木議長代理

が言われたところで、今までのところは終わっているのですけれども、以前から内部で、今、地方六団体が地方交付税の考え方について、あれは固有の地方の財源であって、国税五税の中の一定割合を地方の共有税だとか共同税という名前に変更しましょうと。そして、もっと簡易な、今は基準財政需要という形で1クラス何名というものに割り当てるような形になる配分の仕方が、どちらかといいますと国の過剰規制に当たるのではないかという考え方を持っていて、簡易な人数といいますか、地域の人口とか面積で思い切って計算できるような形の方向に地方六団体の方もされようと言われていて、我々もそれについて何らかの形でコメントすべきことがあるのならコメントした方がいいのではないかという意見を持っていますということで、今回どこまでそのことについて入れるかについて、今、考慮中ということです。

もう一つ「地方ごとに異なる規制の合理化」ということについては、既に税のフォーマットや何かについては国の側も対処がされていて、我々が見つかる問題がなかなかなくて、どちらかといいますと「あじさい」とか「もみじ」というところで民間事業者から拾い上げてくるときにしか見つからないという状態なのですが、国のサイドといいますか、総務省のサイドでは、いつでも、これは合理的な理由があるのだったら、そのことについて通達を出すことに関してはやぶさかではないという意見をヒアリングの中ではいただいています。

一番問題なのは「地域ごとに異なる規制の合理化」という問題について対象が見つからないということになっていて、今までの問題についてはほぼ何らかの形で処理がされている。しかも、それも国がやるというよりは地方の民間事業者がフォーマットを出してきて、それに併せて納税できるようなシステムが提供されているということで、もうシステムが社会の中に組み込まれてきて、あとは地方自治体に財政的な困難があるかもしれないけれども、できるだけ早く、それを取り入れるようにということについては国は実施済みであるということで、こういう内容のものというのは認識されればすぐに実行できることなので、できるだけ全国展開でこういう問題があるものについてうまく見つける方法を考えたいというのが、今、テーマになっています。

原委員　ここの横断的・制度的分野の大変ベーシックな、基本的な問題点を探っております。非常にユニークで面白いワーキングで活動しております。

ヒアリングを随分させていただきまして、今、黒川委員からは地方との問題というところを整理していただきましたが、私は、この一定期間経過後の規制の見直し基準の策定というところについてなんです。問題は、問題意識としては規制緩和とか規制改革というときに、その根拠になっているものが法律だけではなくて通知・通達のたぐいまで含めてあるということで、その全体に係る基本的なルールです。過去、20年も30年も改正されていないものとか、口頭通達で出されたようなものが生きていたりとかそういった実情を非常に問題意識として持って基本ルールを策定したいということがスタートになっております。

6省庁のヒアリングをしたのですけれども、それぞれ言い分がありまして、規制の見直

しが必要であれば随時やっているということではあるのですが、やられていないものが大変多いということで、一律的なルールの必要性を感じております。

今回、こういったペーパーまでできているのでほかのところに先駆けてトップランナーで走っているように見えますけれども、これを基にして、また各省庁との調整を、今、していただいているところです。

それぞれ、各省庁の意見というものもいろいろ出てくるかと思いますが、今、黒川委員の方から地方については具体的な案件を何とか見つけ出す仕組みとおっしゃられたのですが、この基本ルールを設けたときに屋上屋を重ねるのではなくて、効率的な見直しの仕組みづくりということも併せて必要かなと思っておりまして、政策評価の動きとか、パブリック・コメント、それからノーアクションレターもそうですけれども、こういったこれまで提案してきた仕組みとうまく連携する形で機動的に働き始める基本的なルールとして策定したいと考えております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、すべての分野のご報告が終了いたしましたので、これから意見交換をさせていただきたいと思っております。どうぞ、御自由に御発言ください。それでは、福井専門委員からどうぞ。

福井専門委員 国と地方の関係です。以前にも同趣旨のことを発言させていただいたことがあるのですが、こういう短い文章で出回るものの中では、むしろ国が積極的に自治体に対して介入すべき場合もある旨を併記しておいていただかないと誤解を与えたいと思います。といいますのは、自治体の判断について多様性があるべき分野では、確かに国の助言は強制力を持つべきでないというのはそのとおりですけれども、さっき教育で草刈総括主査から御報告があったように、つい最近も学校選択制、言わば生徒や保護者の固有の利益として達成されるべき選択制について、自治体が違法な判断をした場合にも、それを尊重せざるを得ないかのごとき見解が、文部科学省などから長い間開陳され続けたわけです。

こういったこと、すなわち国民や住民の人権ないし固有の利益に関わることについては、むしろ自治体は何と言おうと国が強行に是正のために介入すべきでありまして、何が何でも強制力を伴わないような形でしか自治体に介入できないというのは誤解を招きます。今後、こういう領域は多くなってくると思います。規制改革のためにこそ、自治体は何と言おうと国が国民のために介入しなければならない領域はあってしかるべきですし、現実にも問題も起こっておりますので、そういう趣旨が明確にわかるように併記していただく必要があると思います。

黒川委員 今の点については、完全に了解してございまして、私たちでも前回は福井専門委員から言われていたんですけれども、今回、国の過剰関与の件についてはさっき交付税の話だけしかしませんでしたけれども、さまざまな分野でいわゆる国の技術的助言と言われる内容について、その技術的の中身とか、その内容がどういうものに当たるのかというこ

とについては、今、まちづくり三法の実施・運用指針の中でどういうものが一番重要なポイントになるのかということを検討中でして、そのことがわかってきたらできるだけ早い時期にそういう内容について、国が責任を持って担保しなければいけないものについてはこうだということを入れるようにしようと思っています。

福井専門委員 ただ、個別の事例というよりは、21ページの上になら書かれている8行だけ読むと、基本的に国は常に自治体に消極的にしか介入すべきでないという一般論として読めなくもないので、こういう一般論で出回る可能性がある記述では、あくまでも両方あるんだということがわかるように、常にパッケージで出回らないと、分権を旗印にしてかえって規制改革が阻まれるという事態がこれからも多発しそうに思いますので、印象の問題としても、あるいは整理の問題としても、一般則として明記していただければどうかと思います。

宮内議長 どうぞ、大橋専門委員。

大橋専門委員 私も、国と地方の議論に入っている一人として、福井専門委員の御意見は全く同感でして、そういう立場から審議を進めております。

つまり、何が何でも国が地方に関与してはいけないという立場には立っておりませんで、国がその責任を負うべき分野というのは当然あるわけですから、そういう分野についてはその責任を放棄するようなことはやってはいけないという考え方に立っておりまして、そういう立場から議論しておりまして、ごらんいただきますように、ここの文章でも「過剰な」ということは書いてあります。「過剰な」というのはそういう意味合いも含めて書いてあるということをお理解いただきたいと思います。

福井専門委員 ちょっと待ってください。「過剰な」は意味が違うと思うんです。介入してはならない領域と、逆に介入すべき領域があるわけですから、過少か過剰の問題ではなくて、質的に逆のことがあり得るということをお明確にした方がいいという趣旨です。

宮内議長 どうぞ、八代総括主査。

八代総括主査 今の点については、福井専門委員の御意見に全く賛成で、やはり地方自治体による規制の内容にはかなり問題のあるものもありますので、そこは両方のケースというのは明記していただきたいと思います。

ほかの点でもよろしいですか。

宮内議長 どうぞ。

鈴木議長代理 ちょっといいですか。

宮内議長 では、今の点でどうぞ。

鈴木議長代理 おっしゃるのはわかりますし、すべて国が入ってはいけないということをお言っておつもりありませんが、基本的な考え方としては、地方というものは特に自治事務を中心として、地方が主体性を持ってやっていくという立場に立っておるということは認識していただきたいと思います。しかし、国が何もかも関与できないということではないというところにポジションをお置きたいという考え方です。

ですから、もし国が介入しなければならないとしたら何だということを、明示的に示すということにすべきだと思います。基本はそういうスタンスに立ちたいということであって、分権の時代と言われる時代に地方を疑ってばかりいるのでは私たちの議論は進まないということから、お話の国が絶対に関与してはならないのだということは言っておりますが、国が関与すべきものは何だということをはっきりさせるという形でいきたいと思っております。

福井専門委員 補足です。それはさっき冒頭に簡単に申し上げましたが、基本的には安念専門委員の御専門の憲法的価値だと思うのです。教育を受ける権利とか、営業の自由という、憲法で、国民や事業者に固有に保証されているような利益や権利について、自治体が裁量ないし自治と称してこれを侵害しかねないケースがまちづくり三法でも教育の場面でも現に見られるわけですから、そういうことについては、国は責任を持って人権を守る、あるいは憲法的価値を守る、という仕分けさえしておけばよろしいのではないかと思います。

鈴木議長代理 今、私が申し上げた明示的の返事を、さすが福井専門委員、すぐに出していただきました。よくわかりました。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 ただ、憲法と言いますとまだ広過ぎるので、もう一つ、競争法という視点でのチェックという考え方もいいと思うんです。

福井専門委員 憲法に営業の自由もあります。

八代総括主査 そうですけれども、憲法というのは何でもあります。

ほかの点でもよろしいですか。

宮内議長 結構です。

八代総括主査 最後に鈴木議長代理が言われた点がやや気になるんですが、資格の細分化は望ましくないというのは一般論としてはそうかもしれませんが、この建築基準の問題については、今の1級建築士というのは言わばデザイナーのような部分と、言わば医者のような、構造の安全性を担保するという全く違う資格が混在していることが問題なので、これはどちらかというところこういう横断的なものより、むしろ建築関係のところ議論した方がいいと思いますが、さっきの例だとこれもいけないように言われているんですが、やや、そこはケース・バイ・ケースではないかというのが1点。

それから、また別の点なんですが、いただいた縦長の答申案の方の5ページに「私人に対する『外部効果』を有しない通知・通達等」という表現が数か所あるんですが、この「外部効果」という使い方は私は初めて聞いたんですが、わざわざこういう言葉を使う意味はあるのでしょうか。つまり、単に私人に対して直接影響しないような「通知・通達等」ということではどうなのでしょうかとということで、これはただ用語の問題ですけれども、何か公害のような外部経済効果という意味に我々の方はすぐぴんとなりますけれども、それは法学にはこういう使い方があるんですか。

福井専門委員 経済学用語だと別の意味になります。

鈴木議長代理 それは考えますけれども、去年たしか使ってしまったのですね。

安念専門委員 これは、当業界の業界用語でございます。

鈴木議長代理 去年、私人に対して強制力を持つという意味で使っているのです。だから、成熟した言葉だと。

福井専門委員 やはりちょっとおかしいです。

安念専門委員 塩野・行政法も、この言葉が使われています。

鈴木議長代理 そこは、法律屋さんで議論してください。

福井専門委員 今の八代総括主査の御指摘に関連して、私も資格の細分化というのは、根っこの資格が業務独占の場合にどんどん細分化して参入規制をしくというのは問題で、鈴木議長代理のおっしゃるとおりだと思んですが、例えば、情報の非対称対策としてのブランドとか、あるいは名称独占のような形での緩やかな印の付け方、あるいはレッテルの張り方として見れば一定の意味はあるように思います。例えば建築士は、八代総括主査が言われたように、デザイナーにほとんどの人がなりたがるわけです。

でも、構造の部分で非常に地味だけれども重要な仕事もある。設備とか環境といった側面でも非常に細分化された専門があるわけです。そうすると、今の建築士というのは全部どんぶりで一本ですので、だれが何の専門にどれくらい得意なのだからさっぱりわからない。そういう意味で、業務独占ではないということを前提にして、例えば構造についてのスリースター建築士など、TOEFLとかTOEICの点数とか、あるいはミシュランの星づけのランクに類似したような形で、しかも有効年限を区切って印だけ付けるというような資格はむしろあってもいいという印象を持っているのです。

鈴木議長代理 だから、それを専門医制度的なものとして運営していくという道はないでしょうか。おっしゃるのはわからぬではないけれども、またまた細かく分けてやっていると、お客としては個人の設計事務所だったらデザイナーであるにもかかわらず、そのところへお客が持ち込む。そうしたら、構造計算は当然、下請に出していくわけですね。そこから辺の問題は、下請だからよろしいというふうに理解するのかという問題もあるでしょう。

福井専門委員 下請に出したら、相手先が、例えばどれぐらいのランキングなり評価の建築士かということもちゃんとわかるようにしておけば、あとは最終的には市場を通じて情報格差がなくなりますので、選ばれるべき人が選ばれるようになると思います。だから、関わった人、ないし関わろうとさせる専門家がどの分野にどれぐらいの専門性を持った人かということがわかる一種の認証制度的なものは、業界団体内部なのか、国が関与するかはともかくとしても、信頼の置けるものであるなら、情報格差の改善に役に立つ側面もあるように思います。

八代総括主査 それから、1つ、福井専門委員が言われた問題とは別に、やはり構造計算というのは命に関わる安全性の問題なので、そこは下手なデザインをしても別に命には

関わらないデザイナーとは別の重要な資格ではないか。

それから、何よりもここが、今、規制改革に対するバッシングの一つの根拠になっているわけなので、やはりそこは民間資格と言い方ではなくて、きちっとした国家資格として、むしろこれを強化するということをおっしゃる必要があるのではないかと思います。

鈴木議長代理 御意見として承っておくということにさせていただきます。

宮内議長 すべての分野を含めまして、御意見がございましたらどうぞ。

どうぞ、原委員。

原委員 草刈総括主査の教育のところなのですが、これは教育委員会のところで、ここは6月に方針を出すということなのですが、必置と選択の話に加えて、以前、公選でやっていた時期がありますね。年次で言えば昭和30年代の初めと、それから、最近のものは50年代ぐらいですか、杉並区や何かでやっていたことがありますけれども、人選も元教員の方が大変多くて、保護者というのは10%足らずというふうなお話が先ほどありましたけれども、こういった公選制のような話は出ているのですか。

草刈総括主査 公選制がいいのかどうかという問題はまだいろいろ議論としてはあるのです。勿論、それも一つの考え方としてあると思うのですが、いずれにしても物の考え方としては、要するに教育のガバナンスということをお国がこういう形で非常に歪んだ形で国がグリップを強める状態を続けるということが非常に問題ではないかと。

だから、やはりガバナンスはいわゆる地方の裁量に任せるとということが基本にあって、国がやらなければいけないことというのは、勿論、さっきの規制の議論ではないですけれども、当然、何点かあると。しかし、多くにはあるけれども、細部の、あるいはガバナンス、ポリシーとかそういうことについては1回首長なり地方に任せればいいのではないですか。その中で教育委員会というものを継続してやりたい方はやったらいいし、あるいは形を変えて審議会的なものをつくる方も、そういう提案も既に出ていると。あるいは別の形で、今、原委員がおっしゃったような公選制を導入しようという考え方を出してもいいでしょうと。そういうような考え方で、ワン・オブ・チョイスとしてはあり得ると。そういうとらえ方を私たちとしてはしているのです。

宮内議長 特にございませんでしょうか。

どうぞ。

鈴木議長代理 前回、企画委員会で福井専門委員から出ました利息制限法の問題です。これについて、昨日、神田主査と話をしたのですが、神田主査、何か一言御説明いただけないでしょうか。

宮内議長 どうぞ。

神田委員 先日、たしか福井専門委員から金利規制の話があったと思います。昨日、鈴木議長代理と相談させていただきまして、これはそのときの私の受け止め方であり、したがって、私の現時点での感触ということになりますけれども、まず、物の考え方の基本としては福井専門委員がおっしゃるとおりではないかと思います。これがまず1点です。

2点目は、そうだとして、現時点で当会議で何らかのアクションを起こす、あるいは起こせる、起こすべきかという点については、結論から言いますと、私はよくわからないという感じです。よくわからないという意味は、起こしましょうと考えるに至れていないというのが正直なところであります。

その理由は、いろいろあるのですけれども、ごく簡単に申しますと、ここは鈴木議長代理とは若干違う点もあるかもしれませんが、2点あります。

1つは、平たい言い方をさせていただきますけれども、例えば今日、30%の金利でお金を借りたいという人が仮にいたとしたらどういう人なんでしょうかということになります。確かに上限金利といいますが、刑事罰の対象の方を下げていきますと、例えば20%にしましたということになりますと25%でお金が借りられなくなるわけでありまして、そういう25%の金利で借りたいという人が仮にいたとしたら、どういう人なのだろうか。そういう人は果たして返せるのだろうかという辺りがよくわからないわけです。

よくわからないという意味は、およそ、しかし、そもそも金利を規制するということが自身がマーケットを歪めるという点については、基本論から言えば、それは全くそのとおりだとは思いません。

次が2点目になるわけですが、2点目は、金利規制を、今、厳しくしようかという議論がなぜ一部にはあるのかといいますが、これも抽象的な言い方になりますけれども、要は詐欺的な行為を防止するための手段だというふうに、今、考えているということだと思わなければなりません。つまり、これも平たく申しますと、要するに、例えばだまして25%で貸すような行為があり得るとすれば、それも本来であればだますという行為を詐欺行為として規制すればよくて、金利自体を規制すべきでない。これが筋論だとは私も思いますが。

以上、2点ぐらいが、正直に申しまして、私自身が現時点ではよくわからないというところでありまして、もし、この本会議の委員あるいは専門委員の皆様方の御意見が伺えれば更にありがたいと思っておりますし、また福井専門委員とも引き続きお話をさせていただければと思っておりますけれども、現時点においては私はそんなような感じを持っておりまして、昨日、鈴木議長代理とそんなことを相談させていただいたところでございます。

以上です。

鈴木議長代理 何かありますか。

宮内議長 どうぞ。

福井専門委員 金利について、もし今度、法改正をして、例えば出資法の刑罰金利を下げるということになりますと、出資法の刑罰金利についても過去ほとんど変わっていないので、名目値で金利を決める以上、例えば高金利になったときに過剰な規制になるということになりかねません。今はたまたま低金利ですから30%で借りる人は余りいないかもしれませんが、多分、これから高金利になるという予測もありますし、そういうときに法律で金利を定めて、景気変動や金利動向と関係なく固定値で規制するというような規制の在り方が適切かどうかという切り口がもう一つあると思っております。

もう一つは、確かに30%で借りる人は余りいないかもしれませんが、債権者団体、あるいは債務者の関係の弁護士さんなどから聞きますと、決して返済の当てはなくてはならない。ただ、リスクのある事業を営んでいるが、資金繰りのために短期に借りるといような個人零細事業者などが言わば高金利の恩恵にあずかって利用しているという実態は確かにあります。仮に本人が返せる当てがある、あるいは返せる確率も高いというときに、高金利を規制することでリスクの高い人たちはかえって合法的な市場からはじき飛ばされることになって、かえって生活保障や、事業の再起を助長するという点で欠ける可能性が高まるのは間違いないと思います。

金利について一般的に規制するということは、まさに今、神田委員もおっしゃいましたけれども、情報の非対称とは実は全然関係がない話だと思うのです。もし、取立方法が悪い、アイフルのようにやり方が悪いとか、あるいは返せないとわかっている人に貸すのはいけないということは、その部分についての行為規制や、説明義務を課すとか、十分な納得性の確保措置を取るべきでしょう。例えば、宅建業者の重要事項説明のような形での説明が金融業者には欠けていたのかもしれない。そこはもっと、今まで欠けていたところについてきちんと介入するように法整備をするのはいいかもしれませんが、しかし、それと名目金利を切り下げるべきかどうかとは、全く独立の論点のはずです。

先生のおっしゃるような懸念、ないしはよくわからないという点はあるかもしれませんが、今私が御指摘申し上げたような点も踏まえ、すなわち副作用もきちんと考えながら、どのように関連立法の立案が進んでいるのかということについて何も把握しないままにしているというのは当会議としてはまずいのではないかと。こういう趣旨で問題提起をさせていただいたわけですから。

原委員 私は、金融庁の貸金業制度等に関する懇談会のメンバーで、去年の3月からずっとヒアリングを重ねさせていただいて、今回、金融庁の貸金業制度等に関する懇談会で、座長整理ですけれども、中間とりまとめを出されて、審議に参加していた者としての意見なんです。福井専門委員の論文も送っていただいたので読ませていただいたのですが、ずっとヒアリングを重ねてきて感じましたのは、今、福井専門委員もおっしゃられたように、複雑系の問題ということです。ですから、金利だけに限らず、解決しなければいけない、考えなければいけない基本的なルールというものが欠けているというところはありません、その整備は大至急しなければいけない。

金利規制についてなのですが、金利については確かに福井専門委員がおっしゃられた意見というのも理解はできるのですけれども、現実、今、低金利状況にあるという話でしたけれども、市場からの調達金利は1~4%台でおやりになっていたらと。それを20%を超えて30%近い金利で貸し出されていると。今の利息制限法とか出資法の金利規制が置かれたときは、市場の調達金利というものを8~12%で調達できている。それに、無担保ということですからプラス6%したと。それで大体、妥当な線で決められたと聞いておりました、それからしても非常に高いと。

それから、実際に借りている人たちなのですから、返済のために借りているという人たちが相当数に上っているということです。返済のためにもともと借りようとしている人たちは、年収が200万円から400万円ぐらいの人たちが生活のために借りる。そうすると、返済のために借りるというところに陥ってしまっているという、非常に構造的な問題も非常に感じておまして、やはり金利規制のところにメスを入れる必要があると考えて、あの最終的な結末になっております。ただ、報告書の中にありますように、短期小額についての資金調達については、また違う金利規制の在り方も考えられるということを経済中にも残しておきました。

事業者の方では、30%でも借りたいという層があるのではないかとということなのですが、これについても貸金懇のメンバーの中にもそういう資金を借りる事業者の方もいらっしゃるのですが、そういうニーズということはやはり明記するほどのものはないのではないかとということで、たしか文章からも落とされたという経緯があります。

この問題は、私は大変大きな国民を支えるセーフティネットの問題だと考えておりますので、私としても軽々に判断した形での会議の意見を出すということについては慎重にされた方がいいと考えます。

以上です。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 両者の御意見は非常にもっともだと思んですが、金利をどうするというでなくて、福井専門委員も言われたような問題点、つまり、原委員がおっしゃったように、今の制度は8~12%の市場調達金利の時代に成立したけれども、今は1~4%だから、一種の不当利得が発生しているというのはこういう法律の立て方に問題があるわけで、逆に言えば市場連動型にすればいいわけです。何を市場金利にするかは難しいわけですが、それプラス何%という範囲とか、だから余りにも経済原則に反したような形での規制の在り方自体に問題があるというようなことを抽象的に指摘するということはそんなに問題ではないのではないかと。

それから、まさにこの論点整理のような形で、やはりこの金利規制のメリット、デメリット、それから、セカンドベストとして借金を重ねるために高金利で借りるような人にとっては、早くそれを止めさせる方がいいわけです。そういったような観点があるというようなことを何らかの形で示すことはやはり重要ではないかと思っております。

福井専門委員 今、原委員から調達金利と貸出金利に物すごく差があるから悪いという趣旨の御発言があったのですが、これは市場原理を全く無視した御発言だと思います。調達のコストは勿論一定かかるかもしれませんが、需要と供給の関係で市場金利が決まっているわけで、要するに調達金利が安いからといってみんなに安い金利で貸し出したら大数の法則に反しますから、必ず破綻するわけです。一定の確率で返せない人がいるということを見込んで高目の金利が設定されているわけですから、それは一種の倫理的判断によって高過ぎるというようなことは言えないと思います。

もう一つ、規制会議として意見を軽々に言うべきかどうかというのも、私は妥当でないと思うのですけれども、そうではなくて、今、まさに軽々かどうかはわかりませんが、名目金利規制が定められようとしていることについてちょっと待ってほしいというべき理由があるということです。本当に適切な規制であるのかどうかということについて、まさにメリット、デメリットを含めてきちんと考える機会をつくろうではないか、というのが会議の役割でもあり、むしろそのやり方こそ慎重な対応というべきではないかと思えます。

原委員 1点だけ、私は悪いという言葉は一言も使っていないので、それだけは発言させてください。

市場の調達金利と、貸出しの金利というところに焦点を当てたときに、今の利息制限法と出資法等の金利を決めたときは、市場の調達金利がこれこれであったと。それとの差があるというところを述べただけで、おっしゃられているとおり、そのこと自体が悪いというわけではありません。実際に鶏が先か、卵が先かという状況になっていると思っていて、やはり高い金利のために返せなくなっている層がまたその次に貸出しに走っている。その人が、さらにリスクが高い貸出しになって表れているところが問題だと思っておりますので、高い金利をとっていることが即悪いという言葉は使っていないと思しますので、そこは訂正をさせていただきたいと思えます。

鈴木議長代理 それでは、この7月の答申までに早急に何か物を言わなくてはならないという差し迫った状況ではないと聞いておりますので、さっきおっしゃられたどういう弊害があるのか、何が問題かというのをベースとして、神田委員とも相談しながら横断的規制のところでは勉強はしてみるということにさせていただきますか。

宮内議長 どうぞ。

神田委員 私も、今、鈴木議長代理がおっしゃったことに個人的には賛成なのですが、先ほどから福井専門委員とか八代総括主査の御発言を伺っていて、名目金利規制ということの問題性というのは、今の話と独立にあると思うのです。ですから、そういうことで申しますと、日本の制度というものはすべて名目金利規制でなっているものが非常に多くて、私ども、法律をやりますと、最初に法定利息というものを学ぶわけですが、民法5分、商法6分となっていて、これなどもいい例でして、市場金利にかかわらず法定金利は固定されているのです。

こういうものも、先ほどの問題意識からすれば、そもそもそういうところをまず変動金利に変えて、そしていろいろなところの金利ルールというものも変動利息をベースに考えていくべきではないかというのは非常にごもつともな御指摘だと思います。そういう点からも横断的などというものに向くのかどうかよくわかりませんが、もうちょっとそういうところまで視野を広げて、御指摘いただいた点を機能的に整理して、そういう論点ということで進めさせていただければというふうには感じます。

宮内議長 金利問題については、そういうことで御検討いただくということにさせてい

ただきたいと思います。

それでは、本日の御議論、いろいろな意見交換を含めまして、答申策定に向けまして御尽力いただいている内容がよく明確化されたと思います。政府の重要方針でございます「骨太方針」につきましても、これから策定作業が本格化していきます。そういう中で、私どもとしましては「骨太方針」に当会議の検討の成果を反映させたいと思います。これは各省の取組みの実効性を担保するという意味で重要であると思います。したがいまして、当会議といたしましては、現在の検討を進めていく過程におきまして合意が得られたものについては順次公表していくと。そういうような手法を使いまして、できるだけその成果を「骨太方針」に反映させて、答申においては更にそこから一歩進んだ成果を目指す。そういうことができればと思っております。

以上を踏まえまして、本日の御報告を伺いますと、今後限られた期間ではございますけれども、更に精力的な調整を進めていただく必要がございます。具体的な成果を上げられますように、引き続きさらなる御尽力をお願いしたいと思います。

本日の議論を踏まえまして、今後、御議論を進めていただくということを前提といたしまして、本日お示しいたしました「各課題の論点整理」につきましても、本日の会議終了後、答申に向けた当会議の考え方ということはこの辺りで出すべきかと思っておりますので、これを公表させていただくということで御承知おきいただきたいと思っております。

それから、席上配付されました横断的分野の「見直し基準」です。この素案につきましては、本日会議として御了解いただいたということで、これから各省庁と内容について協議を進めていただく。そういうことで、まだ協議前の資料ですから、この縦長の部分につきましては省庁と詰めていただく材料ということで、本日は公表を控えさせていただきたいと思っております。

以上、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

それでは、最後でございますが、先週の金曜日に待望の「市場化テスト法案」が参議院で可決成立いたしました。事務局の皆様御尽力に対しまして心から御礼を申し上げたいと思っておりますが、何か御報告がございましたらお願いいたします。

櫻井参事官 今、議長の方から御紹介いただきましたように「市場化テスト」のための公共サービス改革法案でございますが、これにつきましては、こちらの御審議を踏まえて法案を提出させていただきまして、3月23日から国会で御審議をいただいておりますが、4月20日に衆議院で可決をいただき、5月26日、先週金曜日でございますが、今、お話がございましたように、参議院でも可決をいただきまして、結果として、成立したという状況になっております。

この間、衆議院におきましては第3条基本理念がございますが、ここの中で公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って公共サービスの改革を行うといった旨を明記する修正が行われまして、この修正を踏まえた形で参議院でも可決いただいたという形になっております。

この間、具体的には衆参それぞれに行政改革特別委員会が設けられまして、この委員会におきまして、いわゆる行政改革推進法案、それから公益法人の改革法案等と一括で御審議いただきました。衆議院では約 66 時間、参議院の方では約 58 時間御審議をいただきまして、今、申し上げましたとおり、先週の金曜日、5 月 26 日に成立を見たという状況でございます。

審議の中では、公務員の処遇の問題につきましてかなりの御議論がございましたし、併せて公共サービスの質の維持・確保にどう関係していくのかといったような論点でございますとか、あるいは先ほどの基本理念にも関わりますけれども、ユーザーである国民の声というものをどう反映させるのかといった論点。あるいは、それとも関連いたしますけれども、官民競争入札等監理委員会の役割なり機能、在り方といったような論点。

それから、各論でございますと、文化・芸術あるいは大学の研究といった分野についての「市場化テスト」の在り方、あるいは今回の法律に盛り込まれております地方自治体の窓口業務の在り方といったようなところで御議論がございまして、こうした御議論も踏まえながら衆議院、参議院、それぞれの委員会では附帯決議もいただいているところでございます。

以上が、これまでの経緯でございますけれども、今後でございますが、先週、法律の可決成立を見たということで、早速、私どもとしては早急にこの法案を踏まえて、法案の施行を行うべく準備に入っております。具体的には、勿論、あくまでも予定でございますけれども、できれば7月の月上旬頃に法を施行するということを目途として、今、準備を進めておるところでございます。

準備といたしましては、法案の成立を見ますと政省令の施行が法の施行までに必要になっておりますので、この政省令につきまして中で検討し、かつパブリック・コメントも必要でございますので、政省令の考え方についてのパブリック・コメントというものも、今、やらせていただいているところでございまして、こうした準備を整えて法律を施行するということで、今、鋭意作業を進めているところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、本日の議事はこれで終わりでございますが、次回は、6月中旬に答申の「素案」という形で各事項の案文をお示しいただくと。それにつきまして御審議を行いたいと存じますが、会議開催の日時等につきましては、また事務局を通じまして御連絡を申し上げます。

最後に、事務局から何か御連絡はございますか。

井上参事官 特にございません。

宮内議長 本日は、中馬大臣が御出席の御予定でございましたが、前の会議が長引いて来られないという御連絡をいただいております。

それでは、本日は、この後、記者会見をさせていただくということでございます。

以上をもちまして、会議を終わらせていただきます。ありがとうございます。